

平成 22 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 システム・ロケーション株式会社  
代表者名 代表取締役社長 千村 岳彦  
( J A S D A Q ・ コード 2 4 8 0 )  
問合せ先  
役職・氏名 取締役管理部長 橋本 祐紀典  
電話 0 3 - 3 2 3 4 - 1 0 5 8

## 定款の（一部）変更および会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」および「会計監査人選任の件」を平成 22 年 6 月 24 日開催予定の第 42 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更変更の件

##### (1) 変更の目的

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、大阪証券取引所の「JASDAQ 等における企業行動規範に関する規則の特例」第 7 条を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、当社の機関として監査役会、会計監査人を設置するものとし、当該機関設置のため当社定款について所要の変更ならびに条数等の変更を行うものであります。

##### (2) 変更内容

変更の内容は、別添の新旧対照表に記載のとおりとします。

##### (3) 効力発生日

平成 22 年 6 月 24 日

#### 2. 会計監査人選任の件

##### (1) 選任の理由

当社は、大阪証券取引所の「JASDAQ 等における企業行動規範に関する規則の特例」第 7 条を受け、会計監査人を設置することとし、会計監査人の選任を行うものであります。

なお、本議案は、上記「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。また、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

##### (2) 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称	新日本有限責任監査法人 ERNST & YOUNG SHINNIHON LLC (英文名称)
設立	平成 12 年 4 月 1 日
資本金	787 百万円
本部・東京事務所	〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号 日比谷国際ビル TEL : 03-3503-1100 (代表)

	<p>&lt;霞が関オフィス&gt; 〒100-6028 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル</p> <p>&lt;日比谷分室&gt; 〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 富国生命ビル</p>			
人員構成		社員	職員	合計
	公認会計士	717名	2,029名	2,746名
	公認会計士試験合格者等	—	2,081名	2,081名
	その他	18名	1,611名	1,629名
	合計	735名	5,721名	6,456名
被監査会社数	<p>金商法・会社法監査 1,063社</p> <p>金商法監査 110社</p> <p>会社法監査 1,451社</p> <p>学校法人監査 113社</p> <p>労働組合監査 597社</p> <p>その他法廷監査 597社</p> <p>その他任意監査 826社</p> <p>合計 4,181社</p>			
事務所所在地	<p>■ 国内事務所 32カ所</p> <p>◎東京、札幌、仙台、秋田、山形、福島、水戸、高崎、さいたま、千葉、横浜、新潟、長岡、富山、金沢、福井、甲府、長野、松本、岐阜、静岡、浜松、豊橋、名古屋、京都、大阪、神戸、高松、松山、福岡、宮崎、那覇</p> <p>(◎主たる事務所)</p> <p>■ 連絡事務所 3カ所</p> <p>青森、鹿児島、名護</p> <p>■ 海外駐在 31カ所</p> <p>ニューヨーク、ロサンゼルス、シカゴ、アトランタ、コロンバス、サンノゼ、トロント、アムステルダム、ブリュッセル、パリ、ロンドン、ワルシャワ、デュッセルドルフ、フランクフルト、ミュンヘン、クアラルンプール、ジャカルタ、マニラ、シンガポール、バンコク、ソウル、ハノイ、広州、深圳、上海、北京、大連、香港、台北、グアム、ニューデリー</p>			

(3) 就任予定日

平成22年6月24日(第42回定時株主総会開催予定日)

以上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>第5条～第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第31条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第34条～第35条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の7日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(<u>選任方法</u>)</p> <p>第39条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第41条 <u>会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条～45条 (現行どおり)</p>